

令和元年10月スタート 準備はお済みですか？

消費税の軽減税率制度セミナー

●セミナー開催時の質問等へのご回答事例（一部）

Q 値引き処理について

一取引において、消費税 10%と 8%が混在している場合に、値引き処理を行ったときは、どのように経理すればよいか。なお、値引きは、10%と 8%に区分できない。

A 例えば、顧客が割引券等を利用したことにより、これら同時に行った資産の譲渡等を対象として一括して対価の額の値引きが行われており、その資産の譲渡等に係る適用税率ごとの値引額又は値引額控除後の対価の額が明らかでないときは、割引券等による値引額をその資産の譲渡等に係る価額の比率によりあん分し、適用税率ごとの値引額及び値引額控除後の対価の額を区分することとされています。

当該資産の譲渡等に際して顧客へ交付する領収書等の書類により適用税率ごとの値引額又は値引額控除後の対価の額が確認できるときは、当該資産の譲渡等に係る値引額又は値引額控除後の対価の額が、適用税率ごとに合理的に区分されているものに該当することとされています。

したがって、例えば、軽減税率の適用対象とならない課税資産の譲渡等の対価の額からのみ値引きしたとしても、値引額又は値引き後の対価の額が領収書等の書類により確認できるときは適用税率ごとに合理的に区分されているものに該当します。

Q 消費税の経過措置

(平成 31 年)3 月 31 日までに予約されたインバウンド(訪日旅行等)については、経過措置により 8%が適用されるのか。

A インバウンド(訪日旅行等)に限らず、(平成 31 年)3 月 31 日までに宿泊申し込みに対して、料金やサービスの内容を確定させ、受付時点で宿泊契約が成立しているものについては、経過措置の適用を受けることになります。

なお、この経過措置の適用に当たっては、その旨を相手方に通知する(領収書や請求書上に記載するなど)必要があります。

Q 印紙について

領収書への印紙(貼付が必要か否か)は、軽減税率導入後も50,000円(税抜き)で判断するのか。

A 印紙の記載金額については、従来どおり、消費税額等が区分記載されている(その取引に当たって課されるべき消費税額が具体的に記載されている)場合には、消費税額等は記載金額に含めないものと判断します。

Q 軽減税率の対象となるか。

例えば、屋外施設・植物園などでアイスクリーム類を購入し、持ち歩きながら園内で食べられる場合は、園内全体が飲食設備に該当し、全体が外食としての取扱いとなるのか。

A 軽減税率の適用対象とならない「食事の提供」とは、飲食設備のある場所において飲食料品を飲食させる役務の提供をいいます。

飲食設備とは、飲食料品の飲食に用いられる設備であれば、その規模や目的は問わず、例えば、テーブルのみ、椅子のみ、カウンターのみ又はこれら以外の設備であっても、これらの設備が飲食料品の飲食に用いられるのであれば、飲食設備に該当します。

「飲食設備」とは、上記のとおり個々のテーブルや椅子等の飲食に用いられる設備を指すものですので、ご質問のように植物園といった施設全体を指すものではありません。

その上で、売店にとっての「飲食設備」は、例えば、売店のそばに設置したテーブルや椅子など、売店の管理が及ぶものが該当しますので、園内に点在している売店の管理が及ばないベンチ等は、その売店にとっての飲食設備に該当するものではないと考えられます。

したがって、顧客が飲食料品を園内において食べ歩く場合や、売店の管理の及ばない園内に点在するベンチで飲食する場合は、売店にとっては、単に飲食料品を販売しているにすぎないことから、「飲食料品の譲渡」に該当し、軽減税率の適用対象となります。

なお、売店の管理が及ぶテーブルや椅子などで顧客に飲食料品を飲食させる場合は、「食事の提供」に該当し、軽減税率の適用対象となりません。そのため、販売の際に、顧客に対してその場で飲食するかどうかの意思確認を行うなどにより適用税率を判定することとなります。